



## 保育施設においてのお休み、お迎え等健康管理について



お子さんが病気にかかると、集団生活の環境で過ごすのは大変つらいことです。

また、保育施設内において、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスなどといった感染症がまん延する恐れがあるので、お子さんの健康を確保しつつ、下記についてご注意いただきますようお願いいたします。

### 1 基本的なこと

- かかりやすい病気や持病、食物アレルギーなどがあれば、事前に保育施設にお知らせください。
- 体調が悪いときは、自己判断せず、早めに、かかりつけ医や医療機関で受診しましょう。
- 病気で園をお休みする際は、「病名」「病気の状態」などを必ず報告してください。また、家族で感染症にかかった方がいる場合についても報告してください。
- 前日に発熱、嘔吐や下痢など体調に異常があった場合は、必ず保育施設へ報告してください。
- 園児や同居する家族が発熱・呼吸器症状などで体調不良となった場合、登園を控え、かかりつけ医や医療機関で受診し、発熱の診断を受けた上でのご利用をお願いします。
- 保育施設へは病気が完治してから登園することになりますが、預け先が無いなどでお困りの際は、完治する前でも病後児保育の利用基準を満たしていれば、病後児保育室「めり〜」(☎0138-49-5552)を利用することができますので、お問い合わせください。

#### <登園可能の可否は次のとおりです>

- 園児や同居する家族が登園当日、37.5℃以上の熱がある場合は、登園を控えてください。  
(園児が登園時に熱がなくても解熱剤や頓服薬、座薬をしている場合は登園できません。)
- 保育中に園児が発熱した場合は、37.5℃を基準に園児の状況に応じて、お迎えのご連絡をさせていただきます。また、熱がない場合でも、全身状態が悪く、集団生活が難しいと思われるときでも、お迎えをお願いする場合があります。



### 2 新型コロナウイルス感染症

- お子さんや同居するご家族が、新型コロナウイルス感染症に関わる検査を実施することになった場合や、濃厚接触者となった場合、あるいは職場や学校などで陽性者の発生が確認された場合、速やかに保育施設（夜間の場合は緊急連絡先）へ報告してください。
- お子さんや同居するご家族がPCR検査を実施する場合や、濃厚接触者として自宅待機となる場合は登園することができません。
- 同居するご家族が濃厚接触者となる場合、接触の可能性があり自宅待機となる場合、小中学校・高校等に通学しており学校閉鎖、学級閉鎖となり通学ができない等の場合は登園することが出来ません。
- お子さんや同居するご家族がPCR検査等を行った場合は、結果を含め速やかに保育施設（夜間の場合は緊急連絡先）へ報告してください。
- お子さんや同居するご家族が陽性となった場合、保健所から保育施設への連絡はありません。したがって、保護者さんが保健所から聞き取った内容がとても重要となってきます。
- お子さんや同居するご家族が陽性となった、あるいは陰性となった場合は、ご家族の「発症日」

**「自宅療養期間」や「濃厚接触者の自宅待機健康観察期間」「登園可能日」等を確認してください。**  
**保育施設では、保護者さんが聞き取った内容と保健所の基準に従って接触者をリストアップし、**  
**感染の可能性のある方として5日間の健康観察期間を設定することとなります。**

**※保健所では、現在、陽性者のご家族のみを濃厚接触者として扱っています。**



○新型コロナウイルス感染症により保健所の指示に基づいた自宅療養や健康観察を行った場合、保育料の日割り計算を行います。

○お子さんや同居するご家族がPCR検査を受けることとなった場合は、市や保健所と情報共有させていただきます。

### 3 その他の感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○体調不良の状態に登園はできません。また感染症の疑いがある場合は、お迎えの連絡をします。医療機関を受診し診断を受けた結果を速やかに保育施設へ報告してください。

○感染症の疑いがある場合は、お迎えの連絡をします。感染拡大を防ぐため、病院を受診した後、保育施設へ報告していただくとともに、「**保育施設でよく見られる感染症の登園基準**」に基づき、**医師の許可得てから登園してください。**

○下痢や嘔吐は体力を消耗し、脱水症状を起しやすくなります。また、ウイルスによる下痢や嘔吐は感染力が強いため、感染拡大防止の観点から、症状が軽快するまでは家庭で静養してください。

### 4 与薬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○保育施設での与薬は医療行為にあたるため原則として行うことができません。

お子さんに与薬が必要な場合は、医師の診察を受けるときに、お子さんが保育施設に在園していることや、保育施設では原則として与薬ができないことを伝え、保育時間を避けた1日2回の処方にしてもらうことを相談し、ご家庭で薬を与えてくださるようお願いいたします。

**<やむを得ない理由で保育施設での与薬が必要な場合は次のとおりです>**

- ・保育施設で与薬を行う場合、保護者と保育施設側で十分に話し合ったうえで「与薬依頼書」に必要事項を記入していただき、**薬と与薬依頼書を一緒に必ず保育士等に手渡してください。**  
与薬依頼書に記入漏れがあった場合は与薬できません。
- ・お薬を服用していても体調不良が見られ、集団生活が難しいと思われるときは、お迎えをお願いすることとなります。
- ・保育施設での与薬に関する一切の責任は保護者とし、保育施設側は責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・薬は、お子さんの現在の症状を診察した医師が処方したものに限りません。
- ・保護者の個人的な判断で持参した薬や、以前に処方された薬には対応できません。
- ・使用する薬は粉袋や容器に名前を記載し、当日1回分のみをご用意下さい。1回分に分けられていない薬はお受けできません。
- ・座薬の使用は原則として行いません。
- ・慢性の病気（気管支喘息・糖尿病・てんかん・アトピー性皮膚炎などの経過が長引くような病気等）で症状に対応した判断をして与えなければならない場合は園にご相談下さい。



北斗市民生部子育て支援課

令和 4年 7月 25日